

株式保有に関する一般的規制について

1 銀行法

- ・5%以下の議決権保有：規制なし
- ・5%超 20%未満の議決権保有：届出制【第52条の2】
- ・20%以上の議決権保有：認可制【第52条の9】
- ・50%超の議決権保有：不可（銀行持株会社の他業禁止に抵触）【第52条の21】

注) 20%以上の議決権保有については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社による保有割合を合算して考慮する必要がある。

2 保険業法

- ・10%以下の議決権保有：規制なし
- ・10%超 20%未満の議決権保有：届出制【第271条の3】
- ・20%以上の議決権保有：認可制【第271条の10】
- ・50%超の議決権保有：日本郵政株式会社が
 - a) 自ら事業を行う場合—不可【第271条の21】
 - b) 子会社の経営管理のみを行う場合—承認制【第271条の22】

注) 20%以上の議決権保有については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社による保有割合を合算して考慮する必要がある。

3 独占禁止法

銀行及び保険会社の株式については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社合計で25%超の議決権を保有する場合、独占禁止法第9条（ガイドライン）に抵触する。

4 商法

子会社（50%超の議決権保有）による親会社の株式の取得については、原則として禁止されている。【第211条の2】